

一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会
代議員選出に関する細則

(総 則)

第1条 一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会定款第12条による代議員の選出はこの定めによる。

(代議員の定数、任期)

第2条 代議員の定数は180名以上230名以内とする。

2 代議員の任期は2年とする。

但し、再任を妨げない。

また、前年度に満70歳に達した者は新たに委嘱しない。

(新代議員の選任及び委嘱)

第3条 理事長は、理事会が必要と認めるとき、推薦方法を明示し新代議員の推薦を受ける。

2 新代議員の被推薦資格は、原則として入会后6年以上を経過した正会員のうち、日本整形外科学会専門医の資格を有し、さらに日本整形外科学会認定スポーツ医、日本体育協会認定スポーツドクター、日本医師会認定健康スポーツ医のうち、いずれかの資格を有するものとする。

このほか、理事長は若干名を特別に推薦し、理事会の議を経て、委嘱することができる。

3 新代議員の推薦資格は、代議員がこれを有する。

新代議員を推薦しようとする者は、定められた日時までに所定の推薦状を理事長に提出しなければならない。

新代議員を推薦するに際し、新代議員候補1名に対し2名以上の代議員の推薦を必要とする。

但し、1名の代議員が推薦できる新代議員候補者は2名までとする。

4 新代議員は、理事会で推薦し、総会の承認により選任される。

5 新代議員は、理事長がこれを委嘱する。

6 特別な理由がなく3年間連続して総会を欠席した者は、新たに代議員を委嘱しない。

7 代議員は、学術集会活性化のため、本学会学術集会での発表（共同演者発表、一般発表、講演、シンポジウム、パネルディスカッション等）または座長を2年に1回以上務めることとする。該当しない者は、新たに代議員を委嘱しない。

附 則

1 この細則の変更は理事会で行う。

2 この細則は平成23年12月5日から施行する。

3 この改訂細則は平成25年5月25日から施行する。

4 この改訂細則は平成26年1月24日から施行する。